

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

基本施策1 人権尊重の意識づくり

(1) 意識啓発の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
1	【講演会や研修の開催】 男女をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。	○男女共同参画に関する講演会を含め、多様な人権啓発研修を開催する。	人権センター
2	【意識啓発の充実】 男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや意識啓発を進めます。	○男女共同参画週間でのパネル展示を実施する。また、来場者へのアンケートを行う。 ○男女共同参画通信を発行する。（年2回） ○ホームページ等での情報提供を実施する。	人権センター

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
3	【男女共同参画の視点に立った学校教育の充実】 学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	○児童・生徒に対する男女共同参画の推進 ○教職員に対する男女共同参画の情報提供や研修会等の支援を行う。	学校教育課
4	【教職員に対する男女共同参画の意識づくり】 男女共同参画への理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。	○人権・同和教育研修会等を開催する。	人権センター

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
5	【学習機会の提供】 固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○公民館講座にて男女が社会対等に文化的利益を享受できる多様な研修を企画する。 ○全小中高学校にて「益田版カタリ場」を開催する。 ○全小学校にて「夢の教室（JFA）」を開催する。	社会教育課

(4) 相談体制の充実

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
6	【相談体制の強化】 あらゆる人権問題の相談に対応するため、相談担当者の資質の向上や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議及び研修会を開催する。（男女共同参画の取り組みについて）	人権センター
7	【研修会等の実施】 生活相談員等の資質向上のための研修会を実施します。	○民生委員の全体研修会や3部会での研修会を開催する。また、3部会での研修会では1つの部会に捉われず部会の垣根を超えて民生委員児童委員（生活相談員）が全員受講できるようにしていく。	福祉総務課

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
8	【意識啓発と予防の充実】 女性に対する暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向けた講演会や街頭啓発活動を行い、意識啓発に努めます。	○ホームページ等による啓発活動を実施する。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）では、市広報への掲載、街頭キャンペーン等を実施する。	子ども家庭支援課
		○職場でのハラスメント、女性に対する暴力等、人権侵害や差別をなくすために意識啓発を行う。 ○女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発活動へ参加する。	人権センター
		○事業者の集会等での情報提供に努める。	産業支援センター
9	【若年層への意識啓発】 男女の人権尊重の意識啓発及びデートDVの未然防止教育を積極的に行います。	○市内の各中学校内においてデートDV未然防止の取り組みが実施できるよう、学校との連携を図る。 ○教職員対象の研修会等を開催する。	人権センター

(2) 適切な相談の実施

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
10	【相談体制の充実】 相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、相談担当者の資質向上のため、県等関係機関が実施する研修に積極的に参加します。	○女性相談研修等へ参加する。	子ども家庭支援課
		○県等が実施する研修へ積極的に参加する。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議及び研修会を開催する。（男女共同参画の取り組みについて） 【再掲】	人権センター

11	【関係機関との連携強化】 庁内外の関係機関との連携強化を図り、適切な支援が行えるように努めます。	○「女性相談庁内連絡会」及び担当者会議での連携に努める。 ○「益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」への参加による関係機関との連携に努める。	子ども家庭支援課
----	---	--	----------

(3) 被害者に対する支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
12	【被害者支援の充実】 関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。	○相談早期から関係機関（児童相談所、警察署）と連携し、支援内容を検討、確認しながら、支援を行う。 ○相談者がワンストップで支援が受けられるよう、可能な限り窓口を一本化して対応する。	子ども家庭支援課

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
13	【性教育の実施】 男女が互いの身体的性差を理解し、性差に応じた健康について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点で取組を行います。	○学校における性教育を実施する（保健体育・特別の教科道徳の授業として教育課程の中で実施）	学校教育課
14	【健康の保持増進】 男女が性差に応じた健康保持を支援するための取組を推進します。男女が適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。	○健康相談の実施 ・予約制の健康相談を実施し、安心して相談できる環境づくりをする。（高齢の女性の一人暮らしの相談、女性・男性特有のがんや更年期障害、心の悩み等に対応しやすい環境づくり。） ○健康教室の実施 ・誰もが興味を持ちやすい内容を取り入れ、参加しやすい教室を企画する。 （現状） ・各地区健康づくりの会と協力しながら、それぞれの地区の特色に合わせた内容、開催方法や周知方法を検討している。休日や夜間での開催も行い、働き盛り世代など幅広い年代が参加しやすいように工夫をしている。しかし、昨年度の健康教室では、男性の参加は全体の3割程度、64歳未満の若い世代の参加は全体の2割程度と少ない。	健康増進課

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
15	【子どもと母親の健康支援】 妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。	○妊娠から出産、育児へと切れ目のない健康支援と育児支援の充実を図る。 ①母子健康手帳交付時の面接、相談 ②妊婦健診に対する費用の助成 ③妊婦やその家族を対象とした講座や教室 ④委嘱助産師による訪問、相談事業 ⑤母子保健推進員による地域での子育て支援 ⑥産後ケア事業（デイケア型・訪問型） ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業 ⑨各乳幼児健診 ⑩乳幼児発達相談支援事業	子ども家庭支援課

基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
16	【相談体制の充実】 困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。	○高齢者に関する総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能の充実を図る。	高齢者福祉課
		○地域包括支援センターの機能強化と充実を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、適切な機能評価を行う。	
		○障がいに関する相談支援事業所市内5カ所と基幹相談支援センターによる専門相談支援の適切な実施・充実に向けて取り組む。	障がい者福祉課
		○関係機関と連携して支援が必要な家庭に対する適切な支援、相談体制の充実を図る。	子ども家庭支援課
17	【自立のための支援】 ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。	○ひとり親家庭等の自立と就業促進を図り、生活の安定を推進するため、次の事業に取り組む。また、支援の必要な家庭に対し、情報が届くよう支援内容の周知の徹底に努める。 ・児童扶養手当の支給 ・高等職業訓練促進給付金 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・小・中学校入学支度金や交通遺児手当給付金の支給	人権センター 子ども福祉課

18	【関係機関との連携】 困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。	○相談者に寄り添いながら関係機関と連携した適切な支援を実施する。	全課
19	【外国人保護者に対する支援】 言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。	○言葉や文化の違い外国人等の子育て世帯に対し、情報交換の場となるよう『ふれあいサロン「ニコニコの部屋」』についての周知を図り、引き続き、安定した運営ができるように、開催に係る経費の一部を支援する。	子ども福祉課

(2) 福祉サービスの充実

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
20	【高齢者福祉サービスの充実】 認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。	○認知症施策の充実 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症サポーターステップアップ講座の開催 ・認知症キャラバンメイト交流会・カフェ交流会の開催 ・認知症ケアパスの普及啓発（専門職や市民に対して） ・認知症対応ケア会議の開催 ・若年性認知症の方に対する相談体制の整備 ○安否確認の体制整備 ・日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。 ・緊急通報装置の利用者からの相談・通報等に対し、協力員の協力を得て、24時間体制での対応を図る。	高齢者福祉課
21	【障がい者福祉サービスの充実】 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい者福祉サービスの充実を図ります。	○移動支援事業、日中一時支援事業を実施する。 ○児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する。	障がい者福祉課

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の積極的登用

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
22	【審議会等への女性の積極的登用】 審議会等への女性参画率の目標を40%として、積極的に女性の参画を拡大します。	○庁内において、審議会等への女性委員の登用率向上に向けた働きかけを実施する。	全課

(2) 庁内における女性の積極的登用

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
23	【女性の管理職等への登用促進】 性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、女性職員の管理職への登用を進めます。	○女性職員を性別にとらわれることなく、多様な部署やポストに積極的に配置する。 ○令和2年度の目標を女性管理職員15%、女性課長補佐級職員25%、女性係長級職員30%としており、目標達成の継続を念頭に人材育成を図る。	人事課
24	【市職員研修の実施】 正しい知識を習得し、人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。	○係長・課長補佐・課長の各役職段階を念頭におき、様々な研修を通じて人材育成を実施する。 ○女性職員が対象となる研修や外部研修への派遣を実施する。	人事課

(3) 地域における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
25	【地域における女性の参画拡大】 地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。	○地域自治組織の役員等の選出については、情報提供をすることで機運醸成を図る。	人口拡大課
		○中間支援組織への委託事業についても事業実施にあたって女性の参画を促すよう依頼する。	
		○公民館における世代を超えた学習機会の創出や学校、自治会等の地域連携を推進する。	社会教育課
26	【農林漁業団体への女性の参画拡大】 農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。	○農林水産業関係協議会等への女性の参画に努める。 ○女性を含めた家族経営協定を促進する。	農林水産課

基本施策6 女性の活躍推進

(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
27	【職場における女性の活躍支援】 採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率などについて状況を調査し、職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。	○事業者の集会等での情報提供に努める。	産業支援センター
		○女性の活躍推進に関する情報を事業者へ提供する。 ○しまね女性センター等が企画する研修への参加呼びかけを行う。	人権センター
28	【ワーク・ライフ・バランス実現のための支援】 ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画についての意識啓発の推進や制度の周知を図ります。	○事業者の集会等での情報提供に努める。	産業支援センター
		○県の「しまね子育て応援企業制度（こっころカンパニー）」を活用して、関係課と連携してワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む。	子ども福祉課
		○ワーク・ライフ・バランス実現のための意識啓発活動を実施する。	人権センター
29	【働きやすい職場環境づくりへの支援】 仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業者を支援します。	○事業者の集会等での情報提供に努める。	産業支援センター
		○企業や事業者に対し、まずだ子育て支援宣言企業として登録するメリットをしっかりと伝えて登録企業を増やし、市内の企業等のワーク・ライフ・バランスが保たれるよう事業を推進する。	子ども福祉課
		○働きやすい職場環境づくり実現のための意識啓発活動を実施する。 ○子育て応援企業登録制度、こっころカンパニーなどの情報提供を行い、働きやすい職場環境づくり制度を推進する。	人権センター

(2) 多様な働き方への支援

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
30	【就労支援のための情報提供】 関係機関と連携し、女性の就労支援のための情報提供を行います。	○関係機関と連携し、就職フェア等就労支援の取り組みについて周知に努める。	産業支援センター
31	【起業への支援】 起業をめざす女性に対する支援を行います。	○関係機関と連携し、起業をめざす女性に各種制度・補助金等紹介などの支援を行う。	産業支援センター

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

(1) 子育て支援の充実

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
32	【多様な保育サービスの充実】 様々な就労形態に対応できる保育サービスを充実し、保護者が安心して働くことができる環境を整備します。	○保護者に対し、多様な就労形態に対応できる保育サービスのメニューを周知し、就労支援として安心して働ける環境の整備を図る。 ・延長保育事業 ・一時保育事業 ・休日保育事業 ・障がい児・発達促進事業 ・病後児等保育事業 ・低学年児童受入れ事業	子ども福祉課
33	【ファミリー・サポート・センター事業の利用促進】 地域での子育ての相互支援活動であるファミリー・サポート・センター事業により、保護者と子どもの生活の安定を図ります。	・事業の対象となる方が、制度を知らなかったという事がないよう、ひとり親家庭等支援も含め、健診等の他広く事業周知を行う。 ・様々な支援に対応するため、より多くの提供会員獲得に向け、引き続き事業への理解と協力の輪を広げ、スキルアップ研修への参加促進に努める。	子育て支援センター
34	【放課後児童クラブ、ボランティアハウスの充実】 小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。	○保護者の就労等により児童の放課後における居場所として、遊び及び生活の場を提供する。 (放課後児童クラブ：市内11校区16クラブ) 施設の老朽化や待機児童の解消に向け、小学校の活用可能教室などを利用してクラブの運営の充実を図る。 ○ボランティアハウスでの活動の充実に努める。	子ども福祉課 社会教育課

35	【交流機会や相談の場の提供】 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。	○子育て中で共通した悩みを抱える家庭における不安や障がい児・多子世帯における子育てを応援することを目的に市保育研究会が実施する『ふれあいサロン「にこにこの部屋」』に対して開催に係る経費の一部を支援する。	子ども福祉課
		○妊娠期・0歳からの利用促進や、様々な形態の交流の場を提供し、利用者同士の良好な関係づくりに努める。 ○相談者への継続した支援に繋がるよう、関係機関との密な連携や体制づくりをすすめる。	子育て支援センター

(2) 介護支援の充実

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
36	【介護に関する知識の普及と心理的支援】 仕事と介護が両立できるように、高齢者を介護している家族に対して介護に関する知識を普及し、介護技術の向上と精神的ストレスや不安感の解消を図ります。	○リフレッシュ事業を実施する。 ・家族介護者教室の開催 ・認知症家族会への支援等	高齢者福祉課
37	【介護者への支援】 介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。	○介護保険サービスを補完する事業を実施する。 (入所託老・通所託老・やすらぎ支援等)	高齢者福祉課
		○障がい者短期入所、日中一時支援を実施する。	障がい者福祉課

基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和2年度事業計画	所管課
38	【防災対策に関する男女共同参画の意識啓発】 男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。	○意識啓発活動を実施する。	危機管理課
		○男女の特性に配慮した対応等、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について意識啓発活動を実施する。	人権センター

39	【自主防災組織への女性の参画促進】 災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進します。	○自主防災組織への女性の参画を促進する。	危機管理課
40	【男女共同参画の視点に立った避難所運営】 性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。	○意識啓発活動を実施する。	危機管理課